

## 洋上風力発電事業産業拠点化可能性調査業務委託 特記仕様書

### 第1条（適用）

本特記仕様書は、いちき串木野市（以下「甲」という。）が発注する令和8年度洋上風力発電事業産業拠点化可能性調査業務委託（以下「本業務」という。）に関して、受託者（以下「乙」という。）が遵守しなければならない仕様を定めるものである。

### 第2条（目的）

本業務は、いちき串木野市が、令和6年度に実施した「洋上風力発電事業の産業拠点化に向けた調査・研究」の成果として策定した「港湾活用のビジョン案」を基本に複数案を抽出し、再エネ海域利用法による洋上風力発電促進区域の基地港やO&M港のいずれかに指定された場合や風車の構造的相違（着床式、浮体式）などを考慮して港湾整備に係る施設の構造、工費、工程及び今後の港湾活用ビジョンについて検討を行うものである。

### 第3条（準拠する法令等）

本業務は、本特記仕様書によるほか、以下の関係法令及び規制等に準拠して作業を行うものとする。

- (1) 港湾設計・測量・調査共通仕様書 国土交通省 港湾局 令和7年4月
- (2) 港湾の施設の技術上の基準・同解説 社) 日本港湾協会 平成30年5月
- (3) 港湾工事共通仕様書 国土交通省 港湾局 令和7年4月
- (4) 港湾土木請負工事積算基準 社) 日本港湾協会 令和7年4月
- (5) 個人情報の保護に関する法律
- (6) いちき串木野市契約規則及び財務規則
- (7) いちき串木野市個人情報の保護に関する法律施行条例
- (8) 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン  
「経済産業省 資源エネルギー庁 国土交通省港湾局」(令和6年4月改訂)
- (9) 洋上風力発電を通じた地域振興ガイドブック「国土交通省港湾局」(令和4年2月)
- (10) 浮体式洋上風力発電技術ガイドブック 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術  
総合開発機構 平成30年3月
- (11) その他関係法令及び諸規則

#### 第4条（業務の指示及び監督員）

「乙」は、本業務の施行するにあたり、当該契約に基づき「甲」が定める監督員と常に緊密な連絡をとり、その指示及び監督に従わなければならない。

#### 第5条（提出書類）

「乙」は、業務の契約締結後、速やかに「甲」と打合せを行い、次に掲げる事項を「甲」に提出し、「甲」の承認を得るものとする。

また、契約後に生じた変更事項についても同様とする。

- (1) 業務着手届
- (2) 管理技術者届（第10条に記載の業務経歴書・資格登録書含む）
- (3) 業務工程表
- (4) 業務実施計画書
- (5) ISO9001認証登録証の写し（取得している場合）
- (6) その他「甲」が必要と認める書類

#### 第6条（疑義）

本仕様書及び準拠法令等に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、「甲」「乙」協議の上、「乙」は「甲」の指示に従い業務を遂行するものとする。

#### 第7条（貸与資料）

本業務を実施するにあたり、「甲」より次の資料を貸与するので「乙」は責任をもってこれを管理し、汚損、被害等の無いよう取扱には、万全の注意を払うこと。

また、「乙」は常に管理状況を明らかにしておくものとする。

- (1) 洋上風力発電事業の産業拠点化に向けた調査・研究事業委託報告書（令和6年度）

貸与された資料については、その重要性を認識し、取扱い及び保管を慎重に行い、他の業務に使用しないものとする。

#### 第8条（技術者経歴書）

「乙」は、業務に従事させようとする技術者氏名、年齢、経歴及び資格を証明する書類並びに職務分担等を記載した書類を事前に「甲」に提出し、承認を受けなければならない。

#### 第9条（業務実績）

「乙」は、平成25年度以降に本業務と同様の洋上風力発電に関する港湾施設設計若しくは施設配置計画に関する業務）に係る業務実績を有すること。

また、国若しくは地方自治体が発注した類似業務（岸壁（-12m以上）の予備・基本設計業務）に関する業務実績を有すること。

#### 第10条（管理技術者）

管理技術者は、本業務の計画を立案し、管理統括するものとし、選任する管理技術者は、港湾施設設計業務に精通した実務経験豊かな者とし、以下の資格を保有するものとする。

技術士法による技術士で、総合技術監理部門（選択科目「建設-港湾及び空港」）あるいは、建設部門（選択科目「港湾及び空港」）の資格を有する者、又はシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の「港湾及び空港」部門の資格（ただし、港湾関係の実務経験が3年以上の者）を有するものでなくてはならない。

#### 第11条（再委託の禁止）

「乙」は、受託業務の全部又は、一部を第三者に委託、又は請け負わせてはならない。ただし、特別な理由がある場合で、あらかじめ「甲」の承認を受けたときはこの限りではない。

2 「乙」は、前項ただし書きの規程により、あらかじめ「甲」の承認を受けたときには、第三者と契約書等に個人情報の保護に必要な書類を明記し、「甲」にその契約書の写しを提出するものとする。

#### 第12条（打合せ協議）

本業務の実施期間中において、「乙」は「甲」と事前、中間、最終報告を基本とし、必要に応じて適宜打ち合わせ協議を行うとともに、「乙」はその都度別に定める「打合せ記録簿」を作成し「甲」に提出するものとする。

#### 第13条（成果品の帰属）

本業務において作成された成果品の著作権はすべて「甲」に帰属し、「甲」の許諾なくして使用・貸与等をしてはならない。また、第三者に供してはならない。

#### 第14条（成果品の瑕疵）

成果品納入後、成果品に瑕疵が発見された場合、速やかに「甲」の指示に従い適切な処理を施すと共に、本件に要する費用はすべて「乙」の負担とする。

#### 第15条（業務カルテの登録）

「乙」は、業務カルテの登録を契約時又は完了時、内容変更時において、それぞれ15日以内に測量調査設計業務情報サービス（TECRIS）に基づき、「業務カルテ」を作成し、「甲」の承認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターに提出し、登録を行わなければならない。

また、(財)日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを「甲」に提出しなければならない。

#### 第16条（著作権の帰属）

本業務において、使用又は作成した資料及びデータ、プログラム等の成果品について一切の著作権は、「甲」に帰属するものとし、「乙」は、「甲」の許諾なく使用・転用してはならない。

基本ソフトウェア等においては、「乙」が有する著作権についてはこの限りではない。また、ソフトウェア並びに開発したシステム等において、「乙」が「甲」の使用・転用の制限を行うことはできない。その他の使用・転用に当たっては、「甲」「乙」協議のうえ、著作財産権を行使するものとする。

#### 第17条（契約変更）

本業務完了後、または業務途中で使用内容に著しい変更が生じたときは、「甲」「乙」協議の上、変更契約を行うものとするが、軽微な数量の増減に対しては、契約変更の対象としない。

#### 第18条（成果品の管理及び帰属）

成果品及び中間成果の帰属は、すべて「甲」のものとする。「乙」が成果品を公表することについては、一切これを認めないものとする。また、成果品の管理については「乙」が管理することが望ましい場合については、「甲」「乙」で協議し定めるものとする。

第 19 条 (業務概要)

表-1 に本業務の内容を示す。

表-1 本業務内容

業務名称	業務内容		
	設計仕様	単位	数量
洋上風力発電事業の産業拠点化に向けた可能性調査検討業務			
業務計画	業務計画	式	1
性能規定の設定	性能規定の設定	式	1
設計条件	利用・自然条件設定	地点	1
	土質資料整理解析	地点	1
	照査用震度算定	地点	1
安定性照査	永続状態及び変動状態の安定性照査	ケース	3
ヤード地耐力検討	地耐力検討	ケース	1
構造諸元の決定	概算数量算定	ケース	3
	概算工費算定	ケース	3
施工検討	洋上風力拠点ゾーン	ケース	1
	洋上風力 O&M ゾーン	ケース	1
	産業関連ゾーン	ケース	1
港湾活用ビジョンのとりまとめ	港湾活用ビジョン	ケース	1
成果	報告書作成	式	1
協議・報告	協議・報告	回	3

## 検討の実施方針

### (1) 性能規定の設定

#### ① 洋上風力拠点ゾーン

岸壁，泊地の必要水深及び各エリアの必要面積について，最新の風車の発電能力等の情報を収集し設定する。なお，岸壁・泊地の水深は，SEP 船と風車部品運搬船の満載喫水から設定する。また，各エリアの必要面積及び求められる地耐力についても資料を収集し設定する。

#### ② 洋上風力 O&M ゾーン

CTV 船係留施設，外周護岸及び維持管理資機材保管エリアに関する資料を収集・整理後，性能規定を設定する。

#### ③ 産業関連ゾーン

外周護岸について資料を収集・整理後，性能規定を設定する。産業誘致エリア，人材育成エリア，新エネルギー導入エリア，観光エリアの必要面積について資料を収集・整理後，必要面積を設定する。

### (2) 設計条件

#### ① 利用・自然条件設定

資料収集後，設計に必要な自然条件等の設計条件を整理する。

#### ② 土質資料整理解析

業務対象地区近隣土質資料を整理し，対象施設の地盤定数を設定する。

#### ③ 一次元の地震応答解析により，対象施設のレベル 1 地震時の地表面加速度等を求める。

### (3) 安定性照査

#### ① 永続状態の安定性照査

永続状態において岸壁，外周護岸，CTV 係留施設に対して，安定性の照査を行う。

#### ② 変動状態の安定性照査

変動状態（レベル 1 地震時）において岸壁，外周護岸，CTV 係留施設に対して，安定性の照査を行う。

### (4) ヤード地耐力検討

① ヤードは A ( $350\text{kN/m}^2$ ) と B, C ( $100\text{ kN/m}^2$ )，について，液状化判定を実施するとともに地盤改良の必要性検討を行い，性能規定を満足する地盤改良の概略検討を行う。

② ヤード D ( $20\text{kN/m}^2$ )，E ( $5\text{kN/m}^2$ ) については，液状化判定を実施する。

(5) 構造諸元の決定

岸壁，外周護岸，CTV 係留施設の安定性照査結果から得られた構造諸元に対して，概算数量，概算工費を算定し，構造諸元の決定を行う。

(6) 施工検討

洋上風力拠点ゾーン，洋上風力 O&M ゾーン，産業関連ゾーンについて施工順序の検討を行うとともに，施工数量を整理後，概算工費，概算工程を検討する。

(7) 港湾活用ビジョンのとりまとめ

港湾活用ビジョンの比較案として選定した 3 案について，港湾整備に係る施設の構造，工費，工程及び今後の課題（港湾計画，埋立申請他）について取りまとめる。

第20条 （成果品）

本業務における成果品は，下記のとおりとする。

- |                        |    |
|------------------------|----|
| ① 電子媒体（CD-R等）          | 1部 |
| ② 報告書（A4判）             | 1部 |
| ③ 報告書概要版（A4判，簡易製本）     | 1部 |
| ④ その他，監督員との協議により作成するもの | 一式 |

電子成果品は，本特記仕様書の電子納品の項目に基づいて作成するものとする，電子成果品は監督員による内容確認を受けた後，CD-R等のラベル面に直接印刷または記載し，監督員に提出す。

第21条 （納入場所）

本業務の納入場所は，いちき串木野市都市建設課とする。